

秘

援令第六六一号

昭和三十年六月二日

厚生省 引揚援護局長

外務省 アジア局長 殿

朝鮮及び台湾出身戦没者の遺骨送還について

当局においては、現在朝鮮及び台湾出身戦没者の遺骨（遺首品）であつて、その氏名の判明しているもの（二六五一）（三三八個）柱を左記のとおり保管している。これら遺骨をそれぞれの國へ送還することについては、平和條約締結後においては、相手國との交渉その他種々の経緯もあつて、自下停頓の状態にあるが、もとこの問題については、遺骨の交付に伴う附帯條件あるいは一般政治問題の解決とは別箇に先ずその遺族の心情に即して、取り取えず遺骨のみもその遺族に伝達するよう取り進めることが要であると考えられ且つ又台湾に関する限りその見地に立つて、平和條約締結後も送還した先例もあるため、今後南東方面等から相当数の遺骨が帰還した機会に、更めて諸般の情勢も併せて考慮のうえ、右遺骨の送還に關し相手國と協定の交渉を行うことについて、御配慮を煩わしくお願いする。

記

正	分		計	保管場所
	旧陸軍	旧海軍		
朝鮮出身者	従來の保管数	(一四五六柱 (二一五個))	八七〇柱 (一〇〇)	陸軍關係 海軍關係 陸軍關係 海軍關係 陸軍關係 海軍關係
	南東方面より送還数	八柱	〇	陸軍關係 海軍關係
台湾出身者	従來の保管数	(二〇四柱 (二八個))	二三四柱 (三三三個))	陸軍關係 海軍關係 陸軍關係 海軍關係
	南東方面より送還数	五六柱	六七柱	陸軍關係 海軍關係 陸軍關係 海軍關係
計	(一八八個)	(五個)	(二二二個)	引揚援護局市谷庁舎 引揚援護局市谷庁舎 引揚援護局市谷庁舎

備考

一括内の数は遺留品数を示す。

二 旧陸軍関係朝鮮出身者遺骨のうち従来の保管数(四五六柱(三二五個))の内訳は朝鮮(一八九柱(一一個))、北鮮(三三三柱(二〇個))、本籍不明(五五柱(四個))、南東方面よりの遷送数(八柱の内訳は南鮮四柱、北鮮四柱)である。

三 旧海軍関係朝鮮出身者遺骨のうち従来保管数(七〇柱の内訳は南鮮(四一柱)、北鮮(二九柱))、本籍不明(八柱)である。

通知先 外務省アジア局
 寄 未帰還調査部